



千葉労働運動

国鉄千葉動力車労働組合

〒260 千葉市中央区要町2番8号 (動力車会館)

電話 (鉄電) 千葉 2935・2939 番
(公) 043 (222) 7207 番

97.7.16 No. 4625

勝浦運転区廃止差別事件 第10審問行なわれる

千葉支社の不 当性ますます明らかに

真保証人(千葉支社時)に対し 組合側が反対尋問

七月十五日、一〇時より、千葉地労委において、勝浦運転区廃止差別事件の第一〇回審問が行なわれ、会社側証人・真保証人(千葉支社時)の真保証人(千葉支社時)に對する組合側反対尋問が行なわれた。

「本社での説明の時期や内容は忘れた？」

反対尋問は、勝浦運転区廃止—鴨川運輸区設置の提案に至る過程から尋問に入った。九四年秋頃の測量について「本社から予算を出させるための調査」であったと証言し、すでにこの時期から鴨川運輸設置に向けて具体的に動きだしていたことが明らかとなった。これにより、この測量に関する動労千葉からの問い合わせや団交の場での質問に一切答えず、測量の事実すら隠そうとした千葉支社の不当な対応がますます鮮明になった。

また、予算獲得のために九五一年になってから二回本社に説明に行ったことも明らかにしたが、その時期や説明の内容については一切「忘れた」というのだ。しかし、「一億八千万円」もの予算を本社から引き出すための勉強をしておきながら説明の内容やその時期を忘れるなど

ということは全くありえないことだ。

証人自身が「系統意識」に凝り固まっていることを自分で証言

さらに、鴨川運輸区設置の効果については、運転士試験への希望が多くなったとしているが、運転職場から営業に強制配転されている問題について尋問を行なうと「各系統の中で必要な仕事をやっている」「系統が違うので分からない」などと証言したのである。運輸区設置の目的が「系統意識の払拭」だとしておきながら、一番系統意識に凝り固まっているのが真保証人であることを地労委の審問の場で自ら証言してしまうという有様であった。

真保証人に対する反対尋問は、次回引き続き行なわれることとなり、次回からは、勝浦運転区廃止—鴨川運輸区設置に関する具体的な中身について組合側から反対尋問を行なう予定となっている。

JRとJR総連革マルが結託して強行した勝浦運転区廃止—鴨川運輸区設置の不当労働行為をさらに明らかにし、勝浦運転区の復活に向けて地労委への傍

7・21 団結地引網会に無きもの

聴に結集しよう。
次回審問は、八月七日、一〇時から、真保証人への組合側反対尋問。

とき 7月21日(月)
ところ 九十九里・一松海岸
海の家・あいの
集合 現地に9時集合
※バナー、旗、割宝、抽選会など

